

23 監査公表第 13 号（平成 23 年 9 月 8 日付 福岡市公報第 5859 号 公表）分
（事務監査）

1 局別監査

(1) 総務企画局

監査の結果	措置の状況
<p>契約事務について適正な契約関係書類を作成するよう注意を求めるもの</p> <p>契約関係書類については、福岡市契約事務規則等に則り適正に作成しなければならない。しかしながら、平成 23 年度「ハウスクリーニング等業務委託」の契約事務において、本来であれば契約の相手方が記載した契約関係書類（見積書、請求書等）を徴しなければならないが、白地の契約関係書類を徴して契約の相手方が記載すべき事項を職員が記載しており、不適切な事務処理となっていた。</p> <p>今後、契約事務に当たっては、契約事務規則等関係法令に則り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">（国際課長(国際交流担当)）</p>	<p>【措置済(平成 23 年 12 月 8 日通知)】</p> <p>契約事務については、契約事務規則等関係法令に則り、適正に契約関係書類を作成するよう、課内会議を開催し周知徹底を図った。</p>

(2) 財政局

監査の結果	措置の状況
<p>(ア) 物品の発注について適正な契約事務手続きを行うよう注意を求めるもの</p> <p>物品の発注に当たっては、福岡市契約事務規則等に則り、適正な契約手続きを行わなければならない。しかしながら、平成 22 年度「青写真焼付他」外 3 件の物品購入契約事務において、発注内容と相違した品名、単価、数量が記載された見積書を徴し、それに基づいて契約を行い、同内容の成果品と異なる納品書を徴したうえ、同内容を確認しないまま検査完了と認めて代金を支出していた。本来は、発注内容と見積書等の内容を照合確</p>	<p>【措置済(平成 23 年 12 月 8 日通知)】</p> <p>物品の発注については、発注課及び支出担当課において、発注内容と見積書等の内容の照合確認を徹底するなど、事務処理の見直しを行った。</p>

<p>認すべきであったが、この確認が行われておらず、不適切な事務処理となっていた。</p> <p>今後、物品の発注に当たっては、契約事務規則等関係法令に則り、適正な契約事務手続きを行われたい。</p> <p>(アセットマネジメント推進課)</p>	
<p>(イ) 委託料の支出について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの(出資団体関連)</p> <p>財団法人福岡市施設整備公社に委託している平成 21 年度「市有建築物等の保全業務等委託契約」において、同公社は委託料の概算払を受け、施工業者に工事を発注しており、工事代金は工事完了後すみやかに施工業者に支払い、出納閉鎖期間内に精算を行わなければならない。しかしながら、同契約に係る「福岡市立障がい者スポーツセンターエレベーター戸閉安全装置取替工事」について、同公社において、台帳管理システムへのデータ入力を失念したことから工事の完了が把握されず、施工業者に工事代金が年度内に支払われていなかった。その結果、当該工事代金分が支払われないうまま同公社との精算を行ったため、平成 21 年度に同公社に支払うべき委託料について平成 22 年度予算で支払いを行う過年度支出が発生していた。</p> <p>今後、委託料の支出に当たっては、適正な事務処理を行うよう同公社を指導するとともに、再発防止のため当該課におけるチェック体制を整備されたい。</p> <p>(アセットマネジメント推進課)</p>	<p>【措置済(平成 24 年 8 月 16 日通知)】</p> <p>財団法人福岡市施設整備公社における委託料の支出については、再発防止の具体策について協議し、今後適切な事務処理を行うよう指導を行った。</p> <p>また、アセットマネジメント推進課におけるチェック体制については、福岡市保全情報システム(※市有施設の保全を適切に行うために活用しているデータベースシステム)において、各施設管理者が行っている公社への工事依頼状況を、アセットマネジメント推進課が確認できる機能を追加することとした。</p>

(3) 環境局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 旅行命令及び旅費支給について、適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>職員が公務のため旅行する場合は、旅行命令権者である所属長は、旅行命令等を発し、その職員に対し旅費を支給しなければならない。しかしながら、平成22年度において、市外出張させていたにもかかわらず、旅行命令書を作成せず、旅費の支給も行われないうちとなっていた。</p> <p>旅行命令及び旅費支給については、福岡市職員等旅費支給条例等に則り適正な事務処理を行われたい。</p> <p>(産業廃棄物指導課)</p>	<p>【措置済(平成23年12月8日通知)】</p> <p>旅行命令及び旅費支給については、福岡市職員等旅費支給条例等に則り旅行命令書を作成し、旅費の支給を行った。また、今後も同条例等に基づき適正な事務処理を行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>
<p>(イ) 物品の管理について、適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>職員が物品を使用するときは、その使用に係る物品について、保管責任を負い、その保管又は使用する物品を亡失したときは、直ちに物品管理者に報告するとともに、物品亡失報告書により市長に届け出て、その指示を受けなければならない。また、物品管理者は、使用中の物品について、その用途及び使用状況等を随時点検しなければならない。しかしながら、平成22年度の物品の管理において、備品のデジタルカメラを現場写真の撮影中に誤って池の中に落とし、紛失していたにもかかわらず、使用責任者は物品管理者への報告及び市長への届出を行っていなかった。</p> <p>物品の管理については、福岡市会計規則等に則り適正な事務処理を行われた</p>	<p>【措置済(平成23年12月8日通知)】</p> <p>物品の管理については、福岡市会計規則等に則り物品亡失報告書を作成し、報告を行った。また、今後も同規則等に基づき適正な事務処理を行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>

い。 (クリーンパーク・東部)	
------------------------	--

2 テーマ監査

(1) 消防局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>契約事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>随意契約を行うときは、契約の性質または目的等により契約の相手方が特定される場合を除き、2以上の者から見積書を徴しなければならない。しかしながら、平成22年度「書架単体型天地6段外3件」の備品購入契約事務において、1者に2者分の見積書を提出させ、適正な見積合わせを行っていなかった。</p> <p>今後、見積書を徴するときは、福岡市契約事務規則その他関係法令に則り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">(職員課)</p>	<p>【措置済(平成23年12月8日通知)】</p> <p>見積書を徴するときについては、福岡市契約事務規則その他関係法令に則り適正な事務処理を行うよう各所属に対し書面で通知し、併せて会計室審査課から職員を講師として招き職員に対し会計事務及び契約事務に関する研修を行い、周知徹底を図った。</p>

(工事監査)

1 局別監査

(1) 財政局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>委託契約を適正に行うべきもの</p> <p>市庁舎設備運転・監視業務委託 (契約金額 8,106 万円)</p> <p>本委託は、市庁舎の設備運転、監視を対象とする業務であり、契約の方法は特命随意契約としていた。</p> <p>その根拠法令は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号としているが、特命随意契約とする理由が示されていない</p>	<p>【措置済(平成25年8月6日通知)】</p> <p>市庁舎は、市の中枢機能、かつ市の防災拠点としての機能を有する重要な施設で、安全かつ安定した設備運転・監視、故障時・緊急時の適切な対応、及び防災上の安全確保に特段の配慮を必要とすることから、市庁舎設備を熟知していることが必要であり、受託者の頻繁な入れ替わりは、施設管理保全に支障を生じる危険をともなう。</p> <p>そこで、初年度は指名競争入札による</p>

<p>いにかかわらず、財政局通知「警備及び清掃委託に係る契約事務等について」による警備委託の契約方法を準用し特命随意契約としていた。</p> <p>財政局通知では、警備委託の契約方法を準用できるのは、警備を含む委託であり、警備を含まない本委託に準用することは不適切であった。</p> <p>今後は、適正な委託契約に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(公有財産課)</p>	<p>ものとし、年度毎に委託審査委員会による審査を行い、良好な業績であれば、次年度から2年間は当該契約の相手方との特命随意契約によることができる旨の方針を平成24年度に定め、平成25年度に指名競争入札を行った。</p>
--	---

(2) 環境局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>A 水替費の積算を適正に行うべきもの</p> <p>市道名子 4416 号線道路改良工事 (契約金額 7,372 万 500 円)</p> <p>本工事の函渠工 (4000 mm×4900 mm) の積算において、当初設計では水替費は計上していなかったが、床掘後湧水が生じたため排水ポンプ運転による水替費を増額変更した。水替日数の算定においては、湧水の影響が及ばない函渠工上部の作業に対しても水替の対象としていた。さらに、排水方法を作業時排水とすべきところ誤って常時排水としていた。その結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算を図られたい。</p> <p style="text-align: right;">(管理課)</p>	<p>【措置済(平成23年12月8日通知)】</p> <p>設計積算については、設計標準歩掛に基づき適切な積算を行うよう課内会議を行い、周知徹底を図った。また、併せて精査を慎重に行うよう指導した。</p>

<p>B 盛土材運搬土量の積算を適正に行うべきもの</p> <p>東部（伏谷）埋立場場内整備工事 （契約金額 8,301 万 8,250 円）</p> <p>本工事の盛土材運搬には運搬距離 1.0 km 以下、運搬距離 0.3 km 以下の 2 種類がある。本工事の積算において、それぞれの盛土材運搬土量を 3,920 m³、634 m³ 計上しているが、3,920 m³ には運搬距離 0.3 km 以下の 634 m³ が含まれており二重計上となっていた。その結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算を図りたい。 （施設課）</p>	<p>【措置済(平成 23 年 12 月 8 日通知)】</p> <p>多くの土量の動きがある工事については、設計書作成時に土量収支表の作成を徹底することとし、所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。また、併せて設計書精査の厳密化を徹底するよう指導した</p>
<p>(イ) 委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>業務内容の明示を適正に行うべきもの</p> <p>(A) 西部資源化センター運転業務委託 （契約金額 1 億 3,255 万 8,300 円）</p> <p>本委託は、西部資源化センターの破碎選別等の運転業務及び保守点検整備である。</p> <p>設計において、時間外手当等（通常業務・年末対策）が計上されているが、そのうち通常業務に係る時間外手当の業務内容が契約図書に明示されていなかった。また、時間外手当の業務内容及び時間数が把握されていなかった。</p> <p>時間外手当に係る実態を把握するとともに、その必要性を明確にし、業務委託の適正化を図られ</p>	<p>【措置済(平成 24 年 8 月 16 日通知)】</p> <p>時間外手当については、運転業務積算要領等を改め、時間外業務の必要性及び業務内容を規定し、契約図書へ明示するとともに、業務内容及び時間数の把握を行うこととした。</p>

<p>たい。</p> <p>(西部工場)</p>	
<p>(B) 臨海工場焼却炉, ボイラー・タービン等運転業務委託 (契約金額 2 億 9, 295 万円)</p> <p>本委託は, 臨海工場の焼却炉, ボイラー及びタービン等の運転及び清掃業務である。</p> <p>設計において, 時間外手当等 (通常業務・年末対策) が計上されているが, そのうち通常業務に係る時間外手当の業務内容が契約図書に明示されていなかった。また, 時間外手当の業務内容及び時間数が把握されていなかった。</p> <p>時間外手当に係る実態を把握するとともに, その必要性を明確にし, 業務委託の適正化を図られたい。</p> <p>(臨海工場)</p>	<p>【措置済(平成 24 年 8 月 16 日通知)】</p> <p>時間外手当については, 運転業務積算要領等を改め, 時間外業務の必要性及び業務内容を規定し, 契約図書へ明示するとともに, 業務内容及び時間数の把握を行うこととした。</p>